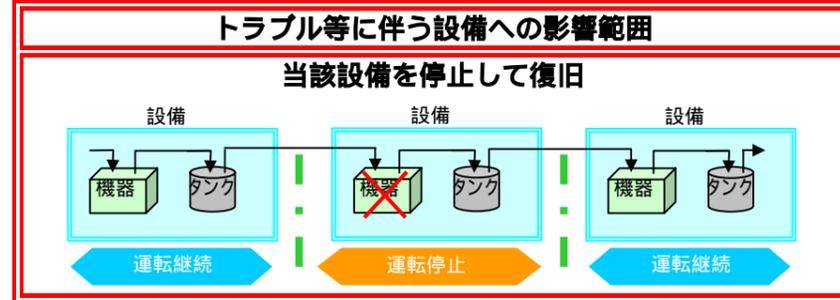
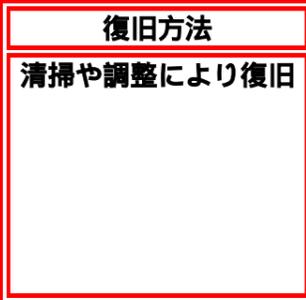
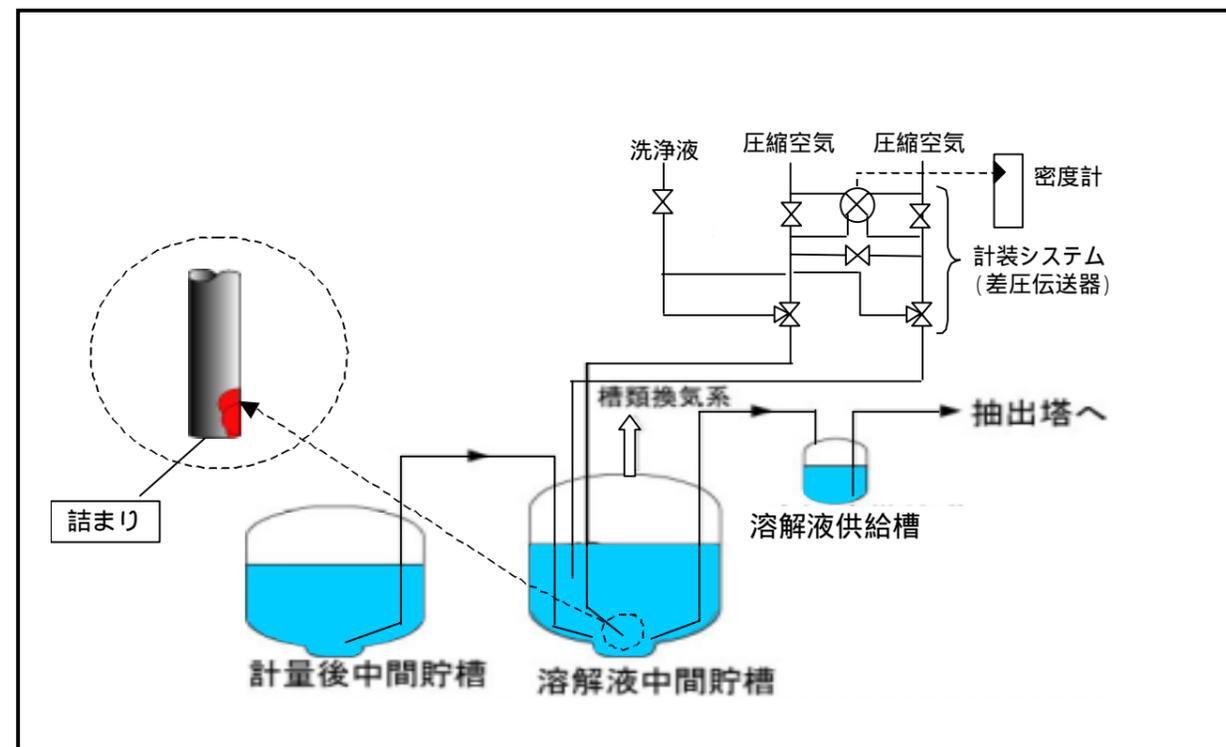
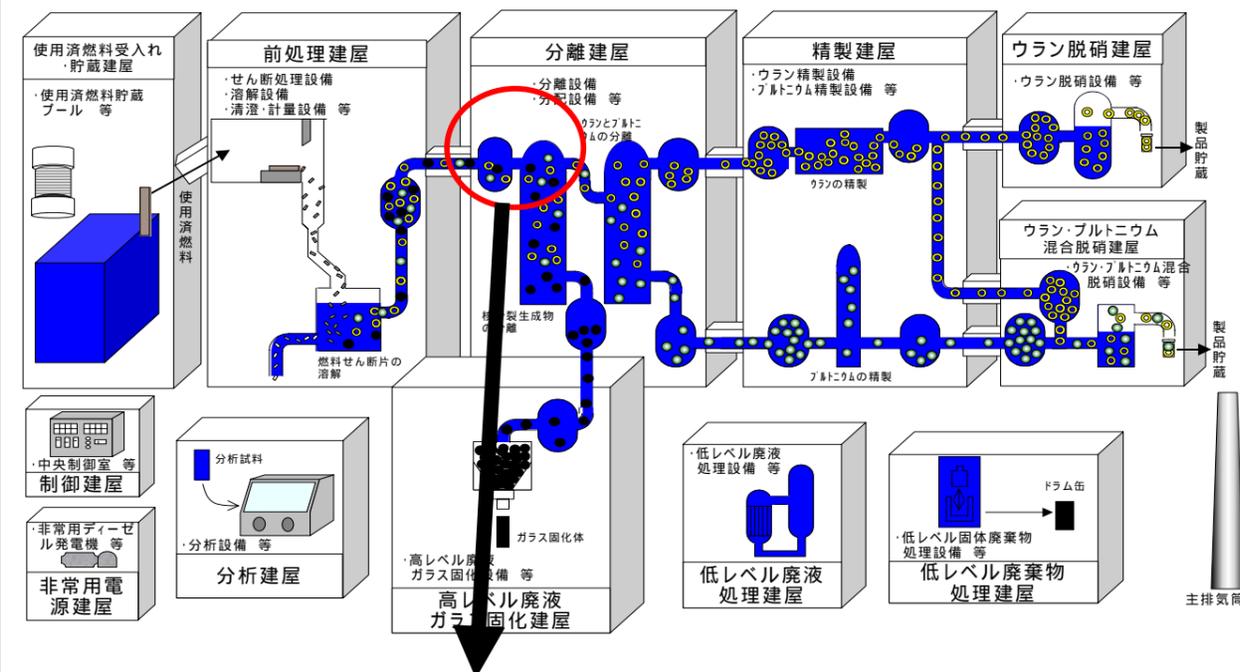


再処理工場が発生が予想されるトラブル等とその対応

(No.1-11)

<p>件名</p>	<p>溶解液中間貯槽の計装配管における詰まり</p>															
<p>事象の概要</p> <p>(1) 発生場所: 機器</p> <p>(2) 設備の概要</p> <p>(3) 発生の状況</p> <p>(4) 概要</p> <p>(5) 原因</p>	<p>分離建屋: 溶解液中間貯槽</p> <p>前処理建屋から受け入れた溶解液を一時的に貯留する槽。前処理建屋又は分離建屋の設備で何らかの不具合があった場合でも、直ちにもう一方の建屋の設備の処理に影響を与えることを防止する。</p> <p>計量後中間貯槽から溶解液を移送中</p> <p>溶解液中間貯槽の密度計測用の計装配管における析出物による詰まりに伴う送液の中断。 *他の建屋も含め同種の作業においても、同様な事象の発生が予想される。</p> <p>運転を継続することで発生する詰まり(予め対応手順を定めている)</p>															
<p>事象による影響</p> <p>(1) 工場外への影響</p> <p>(2) 安全性への影響</p> <p>(3) 作業員への影響</p> <p>(4) 他工程への影響</p>	<p>工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する分離建屋塔槽類廃ガス処理設備稼働している溶解液中間貯槽の事象及びそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等、工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。</p> <p>安全上の問題は生じない。 定期的な密度確認の際、密度計の指示の異常により運転員が密度計計装配管の詰まりを検知し、直ちに詰まりを除去できない場合には、抽出塔の運転を停止するため、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。なお、臨界防止の観点では、上流の計量槽にてウラン及びプルトニウムの濃度を確認した後、移送する設計としている。</p> <p>作業員への影響は生じない。 計装配管の詰まり除去の復旧作業は、定められた放射線管理計画書に従って効率的に作業を進めることにより、作業員への影響は生じない。</p> <p>他工程への影響は生じない。 抽出工程の運転を一時停止し、速やかに詰まりを除去後、運転を再開するため、他工程への影響は生じない。抽出工程は、中間貯槽内溶液貯留量により運転継続の可否を判断する。ただし、詰まり除去に時間を要する場合は、抽出塔内のウランフラッシュアウト等を行い、抽出工程を停止するため、工程内に設置している一時的な貯留槽の残液量で他工程の運転継続の可否を判断する。</p>															
<p>対応の概要</p>	<p>(1) 計装配管の詰まりであることを確認する。</p> <p>(2) 定められた保守作業手順に従って、計装配管から計装用圧縮空気を供給する。</p> <p>(3) それでも除去できない場合は、定められた保守作業手順に従って、計装配管から硝酸等の除染液を流し、詰まりを除去する。</p>															
<p>公表区分*1</p>	<p>毎月集約して月1回公表(ホームページへ掲載)</p>															
<p>情報区分*1</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">トラブル情報</th> <th colspan="2">運転情報</th> </tr> <tr> <td>A情報</td> <td>B情報</td> <td>C情報</td> <td>ごく軽度な機器故障</td> <td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>不適合等</td> </tr> </table>	トラブル情報			運転情報		A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等					不適合等
トラブル情報			運転情報													
A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等												
				不適合等												

事象概要



*1 'A情報':安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、'B情報':事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、'C情報':A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象